

【表紙】	
【提出書類】	変更報告書No.3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 伊藤 徳高
【住所又は本店所在地】	東京都港区六本木6丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー38階
【報告義務発生日】	令和2年12月11日
【提出日】	令和2年12月21日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	2
【提出形態】	連名
【変更報告書提出事由】	株券等保有割合が1%以上減少したこと 共同保有者の変更

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	アジア開発キャピタル株式会社
証券コード	9318
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

（1）【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド (Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)
住所又は本店所在地	香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン・アベニュー33、リー・ガーデン・ワ ン42階 (42nd Floor, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和55年2月29日
代表者氏名	ロバート・ジェイムス・クインリヴァン (Robert James Quinlivan)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資持分の保有、証券取引及び金融業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

（2）【保有目的】

投資目的

（3）【重要提案行為等】

該当なし

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等 (株・口)			
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A 150,000,000	-	H
新株予約権付社債券 (株)	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	O 150,000,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数 (総数) (O+P+Q-R-S)	T 150,000,000		
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U 150,000,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式等総数 (株・口) (令和2年12月11日現在)	V 1,139,102,123
上記提出者の株券等保有割合 (%) (T/ (U+V) ×100)	10.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合 (%)	10.30

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年11月5日	株券	500,000,000	34.34	市場外	処分	3円
令和2年11月5日	新株予約権証券	167,000,000	11.47	市場外	処分	0.0円 (総額1円)

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意

当会社は、2020年8月7日、発行会社との間で以下のとおり合意した。

- ・当会社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式（当該株式）については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間（ロックアップ期間）において市場内で売却しないこと
- ・当会社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。
- ・当会社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券（当該新株予約権証券）については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。

(7) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	0
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	令和2年10月6日、無償割当により新株予約権317,000個（株式317,000,000株分）を取得（うち新株予約権167,000個は処分）
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	0

② 【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入 目的	金額 （千円）

③ 【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド (South Isle International Limited)
住所又は本店所在地	英領バージン諸島、VG1110トルトラ、ロードタウン、ウィッカムズ・ケイII、ヴィストラ・コーポレート・サービス・センター
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

② 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	

勤務先住所	
-------	--

③【法人の場合】

設立年月日	令和2年8月18日
代表者氏名	ロバート・ジェイムス・クインリヴァン (Robert James Quinlivan)
代表者役職	ディレクター (Director)
事業内容	投資持分の保有、証券取引及び金融業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木6-10-1六本木ヒルズ森タワー38階 アレン・アンド・オーヴェリー外国法共同事業法律事務所 弁護士 谷千明
電話番号	03-6438-5200

(2) 【保有目的】

投資目的

(3) 【重要提案行為等】

--

(4) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	158,270,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等（株・口）	A 167,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O 325,270,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T 325,270,000		

保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U	167,000,000
--	---	-------------

②【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月11日現在）	V	1,139,102,123
上記提出者の株券等保有割合（%） (T/ (U+V) ×100)		22.34
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		22.34

(5) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	割合	市場内外取引の別	取得又は処分の別	単価
令和2年11月5日	株券	158,270,000	10.87	市場外	取得	3円
令和2年11月5日	新株予約権証券	167,000,000	11.47	市場外	取得	0.0円（総額1円）

(6) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

ロックアップの合意 当社は、サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッドが発行会社との間で締結した2020年8月7日付引受契約に従い、下記ロックアップ条項の適用を受ける。 ・当社は、2020年10月6日に第三者割当増資により取得した株式（当該株式）については、2020年10月6日から2021年10月5日の期間（ロックアップ期間）において市場内で売却しないこと ・当社はロックアップ期間において、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、当該株式を市場外で売却しないこと。かかる制限は、譲受人が当該株式を更に売却する場合にも適用される。 ・当社は、2020年10月6日に無償割当により取得した新株予約権証券（当該新株予約権証券）については、発行会社の取締役会の承認を得ることなく、譲渡しないこと。かかる制限は、譲受人が当該新株予約権証券を更に譲渡する場合にも適用される。
--

(7) 【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額（W）（千円）	474,810
借入金額計（X）（千円）	
その他金額計（Y）（千円）	
上記（Y）の内訳	
取得資金合計（千円）（W+X+Y）	474,810

②【借入金の内訳】

名称（支店名）	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額（千円）

③【借入先の名称等】

名称（支店名）	代表者氏名	所在地

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1)

サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド

(Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)
- (2)

サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド

(South Isle International Limited)

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等（株・口）	158,270,000		
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 （株・口）	A317,000,000	-	H
新株予約権付社債券（株）	B	-	I
対象有価証券カバードワラント	C		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		K
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		M
他社株等転換株券	G		N
合計（株・口）	O475,270,000	P	Q
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数（総数） （O+P+Q-R-S）	T475,270,000		
保有潜在株券等の数 （A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N）	U317,000,000		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数（株・口） （令和2年12月11日現在）	V1,139,102,123
上記提出者の株券等保有割合（％） （T/（U+V）×100）	32.64

直前の報告書に記載された 株券等保有割合（％）	56.11
----------------------------	-------

（３）【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数（総数） （株・口）	株券等保有割合（％）
サンフンカイ・ストラテジック・キャピタル・リミテッド (Sun Hung Kai Strategic Capital Limited)	150,000,000	10.30
サウス・アイル・インターナショナル・リミテッド (South Isle International Limited)	325,270,000	22.34
合計	475,270,000	32.64